

メンタルヘルス方針

近年、社会情勢の変化や高度情報化の進展による職務内容の多様化などにより、成果主義型賃金の強化や長時間労働、コミュニケーション不足による人間関係の悪化などを原因とした、従業員のストレスやメンタルヘルス不調の増大が問題視されています。

厚生労働省より「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が通知され、「事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図ることは非常に重要な課題」として、企業は従業員の身体的な健康だけでなく、心の健康も含めたケアが必要だと示されました。

東海道シグマは、『人に信頼され、又、社会に評価される企業倫理を確立し、労働市場の変化への対応を通じて社会に貢献する』という経営理念のもと、メンタルヘルス対策の意義と重要性を深く認識し、従業員が心身の健康を維持し、『職務上のストレスが発生しにくく、活力に満ちた働きやすい職場』を実現していくために、相談体制の整備、教育・研修、職場環境の改善など、これらを継続的かつ組織的に推進し、安全衛生管理体制の充実を図るとともに、以下の事項について実施します。

1. 教育研修・情報提供

当社は毎年5月を『メンタルヘルス月間』とし、全従業員に対し、メンタルヘルスに関する基礎知識やストレスの予防・軽減・対処法などの情報提供を行い、啓発活動に努めます。

2. ストレスチェックの実施

全従業員に対し、少なくとも年1回、ストレスへの気付きを目的としたストレスチェックを実施します。また、予防の観点から随時セルフチェックを行うことを推奨していきます。

3. 相談者への対応

相談者が就業し続けられるよう就業環境の整備調整を行います。派遣社員にあつては派遣先に対し、必要に応じて就業環境の整備調整を依頼します。

4. メンタルヘルス医師の紹介

メンタルヘルスに関する相談は当社産業医、契約産業カウンセラーでも受けられますのでお申し出ください。

平成27年年12月1日
株式会社東海道シグマ
代表取締役 松村 構三